



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 6 月 18 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海】

「北京五輪大会期間中における化学品等の取扱い規制について」

北京市、上海市では、五輪期間中の安全を確保するため、大会開始を前に化学品等の危険物について取扱い規制が実施されています。それぞれの市政府から発表された五輪開催期間中の化学品に対する規制の通知について、その主な内容をご紹介します。

【北京市、上海市政府が発表した化学品規制のポイント】

	北京市	上海市
規制期間	2008年5月1日～10月17日	2008年5月19日～10月20日
規制品目	257種類（硝酸、ホルムアルデヒド [※] 、硫黄など）	125種類（過塩素酸、硝酸、エチレン、アルデヒド [※] など）
主な規制内容	①規制化学品の生産・販売・購入・運送は許可制になり、個人は規制化学品の販売・購入・運送ができない。 ②販売者は販売台帳を作成し、所在地の公安消防部門及び安全監督部門に同台帳を届出なければならない。 ※販売台帳は、購入者名、住所、身分証明書並びに販売者名、化学品の品目、数量、用途を記入しなければならない。	
その他	2008年5月20日から、一部の危険化学品について運送と生産を制限、禁止。	

※(北京市)「五輪期間中一部の化学品について規制を実施する通知」(2008年4月22日付)

(上海市)「上海市政府が一部の化学品について規制を実施することの通知」(2008年5月18日付)

【上海市公安局より発表された五輪期間中の劇薬に対する特別規制】

- ・上記の化学品規制以外に、上海市政府は「五輪期間における劇薬等の危険物品特別規制に関する通達」(2008年5月7日付)を発表し、劇薬(シアン化物、水銀類、三酸化砒素等)に対し特別規制をしています。
- ・2008年7月1日～8月22日の期間、北京及びその他五輪開催都市(上海、天津、青島、瀋陽、秦皇島)向け、或は開催都市を経由する各種危険物の運送はできません(審査許可を停止)。また、上海市から上記五輪開催都市以外に運送する場合にも上海市公安局の許可が必要となります。

【中国郵便物取扱及び運輸業務の管理強化】

- ・国家郵政局は「郵便物取扱及び運輸管理業務強化に関する通知」(2008年5月16日付)を発表しました。
- ・2008年6月1日～10月31日まで、すべての営業窓口において、液体類・化学品類・粉末類・機電装置類・固形石鹼(クリーム状)、及びそれに類似する物品、金属・気体または液体が入っている密封物の郵送が禁止されています。(郵便局全体並びに空運業者が対象。郵便局以外の陸運、海運業者は対象外であるが、取扱時に業者名、取扱品目、数量などの登録が必要となります。)

化学品・劇薬に対する規制、郵便物取扱管理の強化などによって、化学品の生産、販売に大きな影響を与えることが予想されます。今後、さらに管理が厳しくなる可能性もあり、また、五輪開催都市以外でも、同種の規制を行うことも予想されますので、注意が必要です。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-5223-5337

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載